

第4章 目標と施策の展開

1 「居住者」からの視点

- 目標【1】 安定した暮らしにつながる住まいの確保
- 目標【2】 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現
- 目標【3】 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現

2 「防災・まちづくり」からの視点

- 目標【4】 安全安心で災害に強い住生活の実現
- 目標【5】 持続可能でにぎわいのある住環境の形成
- 目標【6】 つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成

3 「住宅ストック・事業者」からの視点

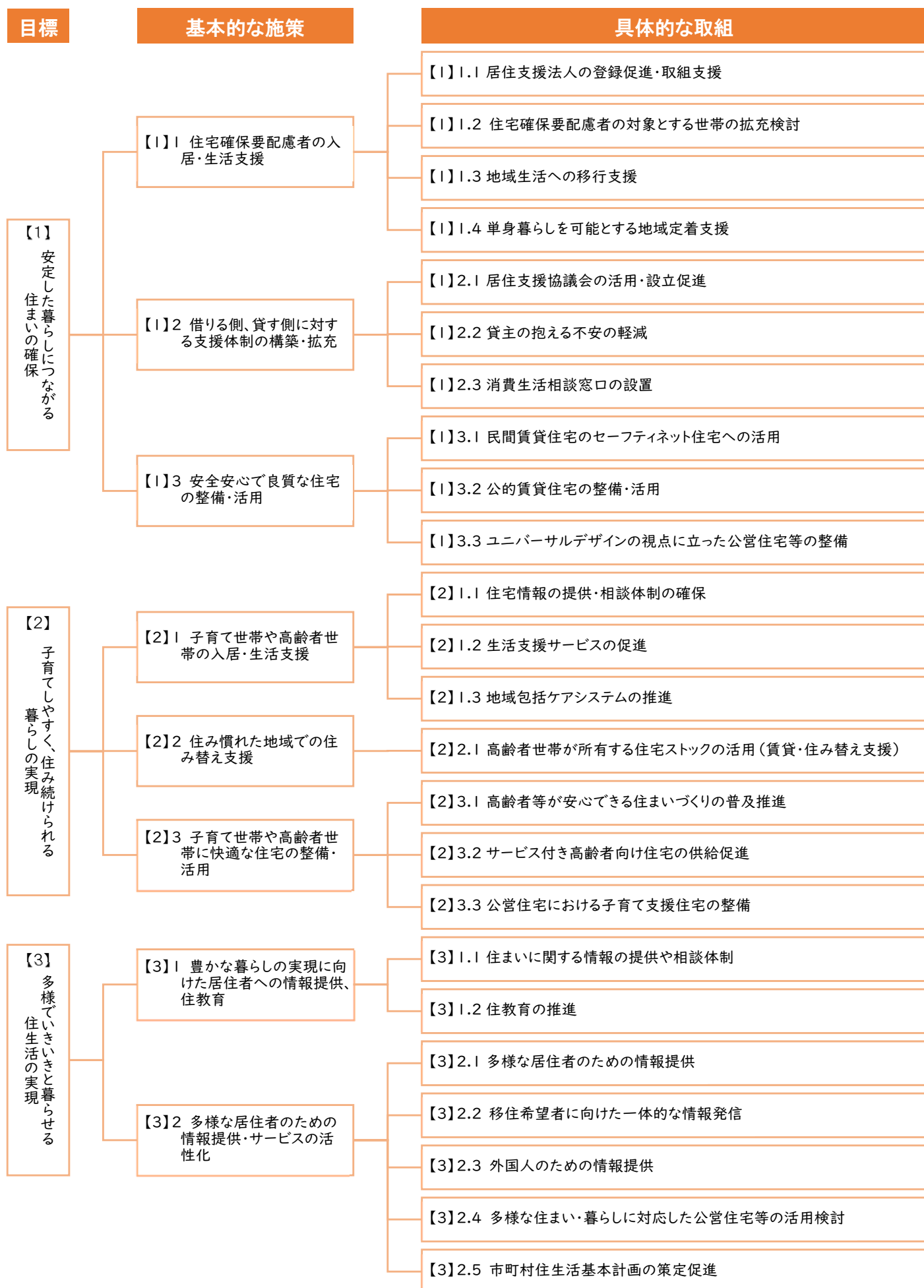
- 目標【7】 脱炭素社会の実現に向けた
持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環
- 目標【8】 地域の活性化につながる空き家の解消
- 目標【9】 活力ある住生活関連産業の振興

第4章 目標と施策の展開

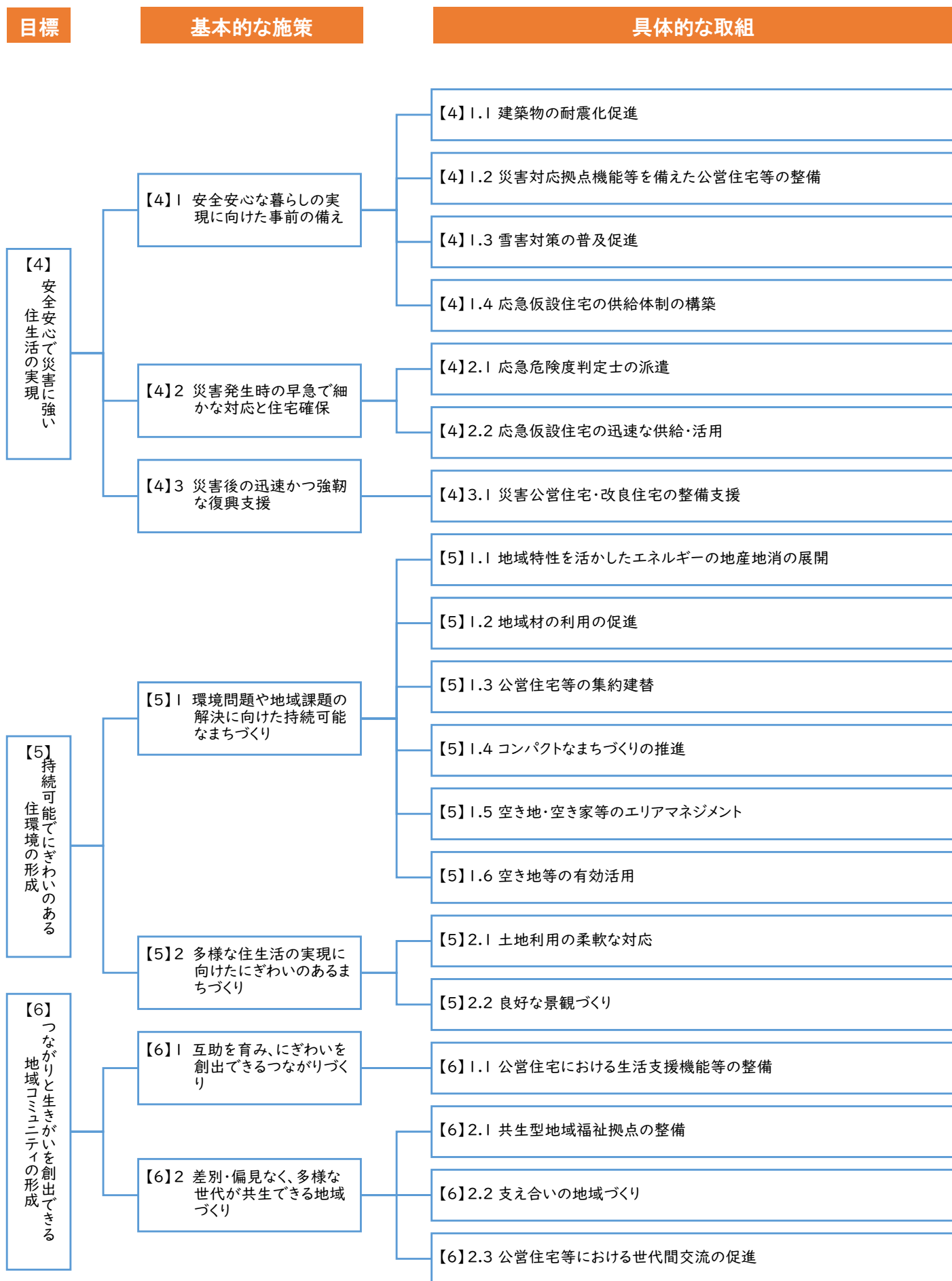
住生活の理想像の実現に向け、3つの視点と9つの目標を掲げ、住宅施策を実施します。

視点	目標(ターゲット)	基本的な施策
居住者	目標【1】 安定した暮らしにつながる 住まいの確保  (住宅確保要配慮者)	1 住宅確保要配慮者の入居・生活支援 2 借りる側、貸す側に対する支援体制の構築・拡充 3 安全安心で良質な住宅の整備・活用
	目標【2】 子育てしやすく、住み続けられる 暮らしの実現  (子育て世帯・高齢者世帯)	1 子育て世帯や高齢者世帯の入居・生活支援 2 住み慣れた地域での住み替え支援 3 子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用
	目標【3】 多様でいきいきと暮らせる 住生活の実現  (多様な居住者)	1 豊かな暮らしの実現に向けた居住者への情報提供、住教育 2 多様な居住者のための情報提供・サービスの活性化
防災・まちづくり	目標【4】 安全安心で災害に強い 住生活の実現  (防災・復興)	1 安全安心な暮らしの実現に向けた事前の備え 2 災害発生時の早急で細かな対応と住宅確保 3 災害後の迅速かつ強靱な復興支援
	目標【5】 持続可能でにぎわいのある 住環境の形成  (住環境)	1 環境問題や地域課題の解決に向けた持続可能なまちづくり 2 多様な住生活の実現に向けたにぎわいのあるまちづくり
	目標【6】 つながりと生きがいを創出できる 地域コミュニティの形成  (地域コミュニティ)	1 互助を育み、にぎわいを創出できるつながりづくり 2 差別・偏見なく、多様な世代が共生できる地域づくり
住宅ストック・事業者	目標【7】 脱炭素社会の実現に向けた 持続可能で豊かに暮らせる 良質な住宅ストックの形成・循環  (住宅性能・機能・寿命・市場)	1 脱炭素社会の実現に向けた健康で豊かな暮らしに寄与する良質な住宅ストックの形成 2 住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕 3 住宅循環システムの構築
	目標【8】 地域の活性化につながる 空き家の解消  (空き家)	1 空き家の抑制・管理の促進 2 良質な空き家の利活用の推進 3 住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却
	目標【9】 活力ある住生活関連産業 の振興  (住宅産業・住生活関連事業・新技術)	1 北海道の技術や資源等の産業振興 2 住宅循環の円滑化、入居・生活支援事業の拡充 3 人手不足を補い、住生活の向上を図る新技術の導入

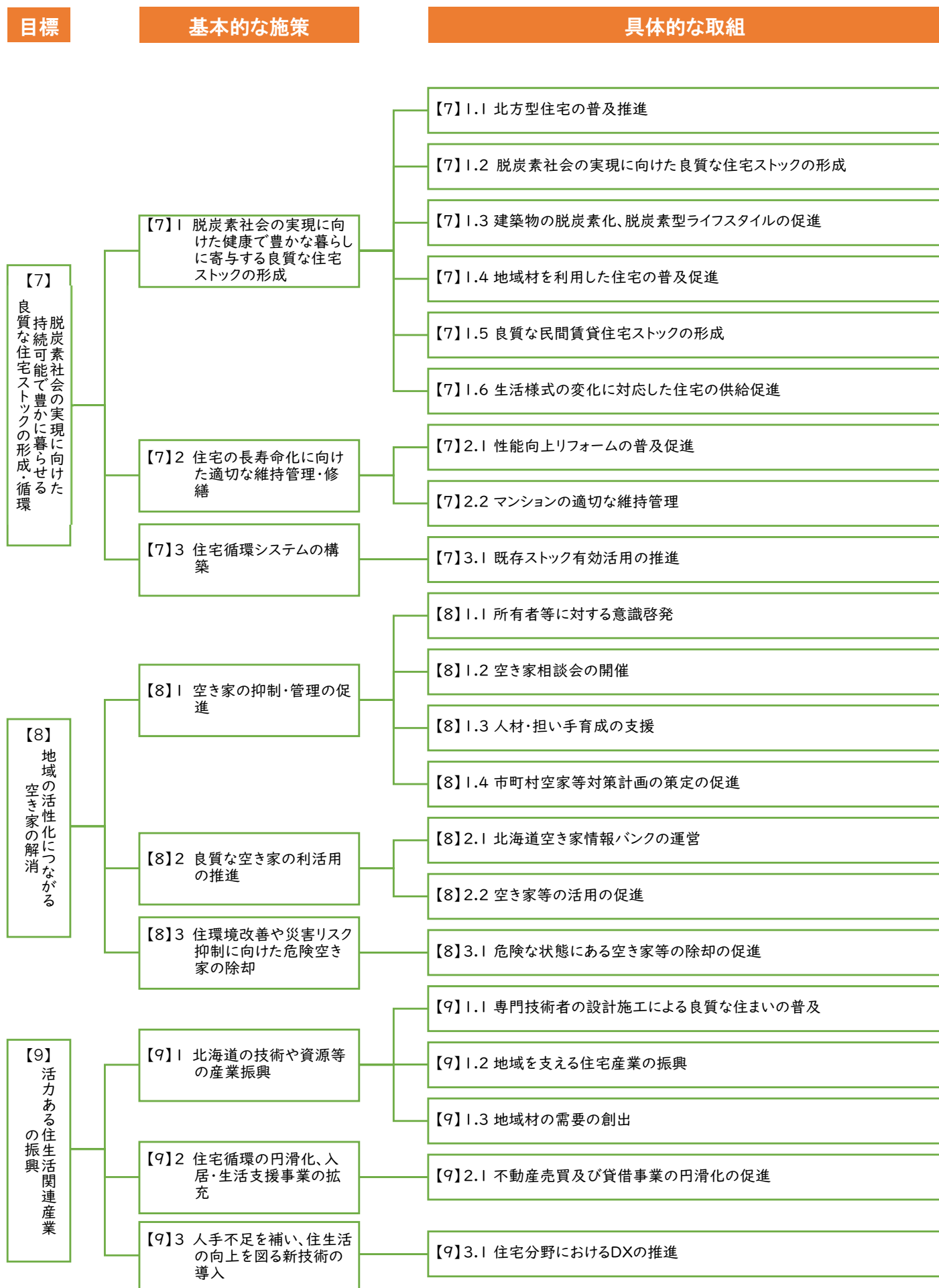
施策体系図 ～「居住者」からの視点～



施策体系図 ～「防災・まちづくり」からの視点～



施策体系図 ～「住宅ストック・事業者」からの視点～



1 「居住者」からの視点

基本的な施策

具体的な取組

目標【1】 安定した暮らしにつながる住まいの確保

住宅困窮者の居住の安定や賃貸住宅のトラブルの解消、不自由のない暮らしを図るため、柔軟で幅広い対応を可能とする居住支援や、貸借人双方が安心できる仕組みづくり、生活・身体に配慮した住宅の供給等により、住宅セーフティネットの拡充に取り組みます。

【1】1 住宅確保要配慮者の入居・生活支援

【1】1.1 居住支援法人の登録促進・取組支援

- ・ 北海道居住支援協議会において情報共有を図ることで、各居住支援法人の協力体制を構築します。

【1】1.2 住宅確保要配慮者の対象とする世帯の拡充検討

- ・ 社会情勢の変化や多様化するニーズに対応できるよう、制度に定めのない住宅確保が困難な方々に対しても適切な住宅が確保されるよう、住宅確保要配慮者の対象とする世帯の拡充に向けた検討を進めます。

【1】1.3 地域生活への移行支援

- ・ 相談支援事業所や市町村等と連携し、施設や病院から地域生活への移行を希望する障がいのある人の居住の確保に向けた支援を行います。

【1】1.4 単身暮らしを可能とする地域定着支援

- ・ 障がいのある人の見守り等を行う相談支援事業所の地域定着支援を活用することにより、公営住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援をします。

【1】2 借りる側、貸す側に対する支援体制の構築・拡充

【1】2.1 居住支援協議会の活用・設立促進

- ・ 北海道居住支援協議会において、セーフティネット住宅等の情報共有や、円滑な入居の促進、賃貸人・管理人の不安軽減等のための支援方策の検討、モデル事業の紹介等を行い、貸借人双方が安心できる仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 地域の実情に対応したきめ細やかな仕組みづくりを図るため、市町村における居住支援協議会の設立支援に取り組みます。

【1】2.2 賃貸人・管理人の抱える不安の軽減

- ・ 家賃滞納や近隣住民トラブル等、入居に関わるトラブルへの不安を軽減するため、関係部局との連携を図り、各種支援や居住支援法人の活動内容の周知を図ります。
- ・ 地域の実情に応じた居住支援活動ができるよう市町村における居住支援協議会設置の促進や居住支援サービス等の情報提供に取り組みます。

【1】2.3 消費生活相談窓口の設置

- ・ 消費者被害について助言やあっせんを行います。

【1】3 安全安心で良質な住宅の整備・活用

【1】3.1 民間賃貸住宅のセーフティネット住宅への活用

- ・ 既存ストックの耐震改修やバリアフリー化により、セーフティネット住宅としての活用を促進するため、民間賃貸住宅事業者に対する各種支援制度の周知に努めます。

【1】3.2 公的賃貸住宅の整備・活用

- ・ 市町村における公営住宅や地域優良賃貸住宅等の供給促進を図るため、技術支援等に取り組めます。
- ・ 公営住宅の整備及び、活用を総合的かつ計画的に進めます。
- ・ 老朽化した公営住宅を計画的に更新するために、建替や改善を効率的に実施します。

【1】3.3 ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の整備

- ・ 子どもや障がい者、高齢者等、すべての人が安心して豊かに暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の整備・改善に努めます。

目標【2】 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現

子育て・高齢者世帯の居住水準の向上や、暮らし慣れた既存コミュニティ内での住み替え、住宅内事故の防止、身体が不自由になっても安心して暮らすことのできる環境づくりを図るため、居住支援や住み替え支援、快適な住宅供給に取り組めます。

【2】1 子育て世帯や高齢者世帯の入居・生活支援

【2】1.1 住宅情報の提供・相談体制の確保

- ・ 子育て世帯等が適した住まいを確保することができるよう、総合的な住情報の提供や安心して民間賃貸住宅等を確保できる取組を推進します。

【2】1.2 生活支援サービスの促進

- ・ 地域で展開される子育て支援サービスの活用や子どもを見守る地域コミュニティの形成促進等により、安心して子育てのできる住環境づくりを進めます。

【2】1.3 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、市町村が実施するサービス付き高齢者住宅等への入居支援や生活相談等に取り組むため費用の一部を助成し、高齢者の安心な住まい確保に向けた支援を行います。

【2】2 住み慣れた地域での住み替え支援

【2】2.1 高齢者世帯が所有する住宅ストックの活用（賃貸・住み替え支援）

- ・ 高齢者世帯の所有する戸建て住宅を子育て世帯の住み替えに活用する等、住み慣れた地域で安心して住み続けるための住情報の提供等に取り組めます。

【2】3 子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用

【2】3.1 高齢者等が安心できる住まいづくりの普及推進

- ・ 既存住宅のバリアフリー化、断熱性能の向上等の促進により、高齢者等が安心して暮らし続けることができる住まいづくりを進めます。

【2】3.2 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

- ・ 住宅部局と福祉部局が連携し、安否確認や生活相談等高齢者の日常的生活支援サービスが付帯した「サービス付き高齢者向け住宅」の制度の周知や、登録及び供給の促進を図ります。

【2】3.3 公営住宅における子育て支援住宅の整備

- ・ 子育てに配慮した広さが確保されるほか、子育て支援サービスを受けられる公営住宅の整備を推進します。

目標【3】 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現

安心して住宅の確保やサービスを利用でき、適切な維持管理やトラブル回避ができる情報提供や意識の啓発、様々な居住ニーズに的確かつ効率的な対応ができる仕組みづくりを図るため、多様な居住者に向けた情報提供や住教育、サービスの活性化に取り組みます。

【3】1 豊かな暮らしの実現に向けた居住者への情報提供、住教育

【3】1.1 住まいに関する情報の提供や相談体制

- ・ 消費者や事業者への情報提供を目的とし、北海道の住まいの総合ポータルサイトの維持管理や住情報提供、住宅相談窓口の設置に対する補助等に取り組みます。

【3】1.2 住教育の推進

- ・ 今後の担い手の育成に向けて、学校や関係団体と連携し、住教育の推進に取り組みます。

【3】2 多様な居住者のための情報提供・サービスの活性化

【3】2.1 多様な居住者のための情報提供

- ・ 空き家情報バンク等の活用により、移住希望者等の多様な居住者に向けた情報提供を行います。

【3】2.2 移住希望者に向けた一体的な情報発信

- ・ 道内への移住促進を図るため、北海道ふるさと移住定住推進センターやSNS等により、移住希望者に向けた「しごと」「住まい」「暮らし」の一体的な情報発信に取り組みます。

【3】2.3 外国人のための情報提供

- ・ 外国人の民間賃貸住宅等への入居を積極的に仲介・支援する団体・不動産会社を「北海道外国人居住サポーター」として登録し、外国人の円滑な住宅確保を図るほか、道内在住外国人からの様々な相談に対応する「北海道外国人相談センター」で、多言語による情報提供や住まいに関する相談対応を行います。

【3】2.4 多様な住まい・暮らしに対応した公営住宅等の活用検討

- ・ 住まいや暮らしの変化に柔軟に対応するため、コワーキングスペース等、公営住宅における共同施設の活用や設備の導入を検討します。

【3】2.5 市町村住生活基本計画の策定促進

- ・ 地域特性に応じたきめ細かで多様な施策を推進するため、市町村における住生活基本計画の策定促進を図り、情報提供や相談対応等の支援に取り組みます。

2 「防災・まちづくり」からの視点

基本的な施策

具体的な取組

目標【4】 安全安心で災害に強い住生活の実現

予測不可能な自然災害に対する事前の備え、災害時の迅速な住宅確保、災害後の住宅の整備における復興支援等を図るため、住宅の耐震化や、地域における防災体制の整備等、様々な自然災害への対応に取り組みます。

【4】1 安全安心な暮らしの実現に向けた事前の備え

【4】1.1 建築物の耐震化促進

- ・地震による建築物の倒壊に伴う人的・物的被害を防止するため、住宅のほか、多数の方が利用する建築物の耐震化を促進します。

【4】1.2 災害対応拠点機能等を備えた公営住宅等の整備

- ・地域住民の安全確保を図るため、市町村との協議を踏まえ、避難所・蓄電池・防災備蓄倉庫等の必要な災害対応拠点機能を備えた公営住宅を整備します。

【4】1.3 雪害対策の普及促進

- ・冬期間も快適に暮らすことができるよう、住宅の雪害対策に関する情報提供を行います。

【4】1.4 応急仮設住宅の供給体制の構築

- ・発災時に応急仮設住宅等を迅速に供給する体制を構築します。

【4】2 災害発生時の早急で細かな対応と住宅確保

【4】2.1 応急危険度判定士の派遣

- ・地震により被災した建築物について、倒壊や外壁落下の危険性を判定し、二次災害を防止するとともに居住者の不安を解消するため、迅速に応急危険度判定士を派遣できるよう体制を整備します。

【4】2.2 応急仮設住宅の迅速な供給・活用

- ・災害時の住宅確保を図るため、応急仮設住宅を迅速に供給します。
- ・被災市町村等の希望を踏まえ、恒久的な住宅として活用できる、木造応急仮設住宅の供給を検討します。

【4】3 災害後の迅速かつ強靱な復興支援

【4】3.1 災害公営住宅・改良住宅の整備支援

- ・復興に向け、被災者のための住宅を整備する市町村に対して、国との連絡調整や手続等を支援します。

目標【5】 持続可能でにぎわいのある住環境の形成

脱炭素社会の実現に向けたまちづくり、地域の活性化、潤いの感じられるまちづくりを図るため、持続可能なまちづくりやコンパクトな都市形成、良好な景観づくりに取り組みます。

【5】1 環境問題や地域課題の解決に向けた持続可能なまちづくり

【5】1.1 地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開

- ・ 各地域の特性を踏まえて市町村等が中心となって取り組む、省エネルギー設備やエネルギーマネジメントシステム、新エネルギー発電・熱利用設備、エネルギーの需給調整や貯蔵、融通を行うことも可能な蓄電池や電気自動車、燃料電池自動車といった分散型エネルギーリソースを効果的に組み合わせ、地域単位でエネルギー需給を管理する「需給一体型の分散型エネルギーシステム」の構築を促進します。

【5】1.2 地域材の利用の促進

- ・ 森林づくりに伴って産出される木材を無駄なく利用していくため、木質チップやペレット等の木質バイオマスのエネルギー利用の意義の普及啓発等により、地域における利用の促進を図ります。

【5】1.3 公営住宅等の集約建替

- ・ 既成市街地の公営住宅や生活利便施設を集約し、コンパクトなまちづくりを推進するとともに、跡地や余剰地の活用により、地域活性化や脱炭素化を図ります。

【5】1.4 コンパクトなまちづくりの推進

- ・ 公共施設や生活利便施設等の都市機能の集約によるコンパクトなまちづくりに取り組むことにより、まちなかの利便性や活性化を進めます。また、周辺地域に対しては、地域の特性を踏まえながら、地区毎の集約やまちなかへの住み替え支援を行い、コンパクト化に向けてゆるやかに誘導します。

【5】1.5 空き地・空き家等のエリアマネジメント

- ・ 中心市街地等に残る空き地を憩い空間や公共施設用地として活用するほか、空き家・空きビル等を活用・転用することにより、中心市街地のにぎわいづくりを行います。

【5】1.6 空き地等の有効活用

- ・ 空き店舗・空き地の有効活用への取組を支援し、にぎわいある中心市街地の創出を促進します。

【5】2 多様な住生活の実現に向けたにぎわいのあるまちづくり

【5】2.1 土地利用の柔軟な対応

- ・ 住民の住まい・住まい方の多様化に対応した、建物用途等の土地利用規制について柔軟な対応を行います。

【5】2.2 良好な景観づくり

- ・ 本道の景観の魅力を情報発信することにより、景観への意識を高めることで、関連施策や地域等との協働と連携を促進します。

目標【6】 つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成

コミュニティの衰退が懸念されるため、暮らしを豊かにするコミュニティの形成、地域からの孤立の解消、差別・偏見等がなく、互助を育むつながりづくりや多世代が共生できる地域づくりに取り組みます。

【6】1 互助を育み、にぎわいを創出できるつながりづくり

【6】1.1 公営住宅における生活支援機能等の整備

- ・ 地域からの孤立化や心身の虚弱化等の課題解決に向け、生活の悩みや解決方法を共有できる支援や、子どもの発育や高齢者の健康維持を促進できる施設を、公営住宅の集約建替事業等に併せて整備検討します。

【6】2 差別・偏見なく、多様な世代が共生できる地域づくり

【6】2.1 共生型地域福祉拠点の整備

- ・ 地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等が、地域住民とともに集い交流し、互いに支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりが図られるよう、支え合いの活動の「場」として、「共生型地域福祉拠点」の整備を推進します。

【6】2.2 支え合いの地域づくり

- ・ 福祉的な支援を必要とする方々が安全で安心して暮らし、地域の中で孤立することがないように、市町村や社会福祉協議会等の関係機関や民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、民間事業者等による支援が重層的に提供される地域づくりを促進します。

【6】2.3 公営住宅等における世代間交流の促進

- ・ コミュニティ衰退の要因となりうる世代の偏在を解消するとともに、様々な世帯の入居を促進する特定入居等を実施するほか、世代間交流を促進する住宅配置を検討します。

3 「住宅ストック・事業者」からの視点

基本的な施策

具体的な取組

目標【7】 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環

健康で豊かな暮らしを育むことができる住宅の供給、脱炭素社会の実現に向けた住まいづくり、生活様式の変化に対応した住まいづくり、住宅の長寿命化や改修履歴の見える化、住宅市場の流通促進を図るため、良質な住宅ストックの形成や適切な維持管理・修繕、住宅循環システムの構築に取り組みます。

【7】1 脱炭素社会の実現に向けた健康で豊かな暮らしに寄与する良質な住宅ストックの形成

【7】1.1 北方型住宅の普及推進

- ・ 良質で安全な住宅ストックの形成を図るため、高い省エネルギー性能と耐震性能等の基準を満たした北方型住宅を普及推進するとともに、市町村や関係機関における北方型住宅の普及推進に係る取組を支援します。

【7】1.2 脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成

- ・ 脱炭素社会実現のため、北方型住宅の普及推進を図るとともに、市町村における脱炭素社会に向けた取組を支援します。
- ・ 積雪寒冷な北海道の気候風土に適したネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）モデルの検討・普及やモデル団地の展開のほか、既存住宅の省エネルギー改修の促進を図ります。
- ・ 老朽化した公営住宅等については、脱炭素社会の実現のため、省エネ性能に優れた公営住宅等への計画的な建替を推進します。

【7】1.3 建築物の脱炭素化、脱炭素型ライフスタイルの促進

- ・ 建築物の省エネ性能の見える化を進めるほか、快適性・健康性の向上、防災・減災性能の向上にもつながるZEHの普及等、建築物の脱炭素化を促進します。
- ・ エネルギー効率の高い設備・機器の導入により、徹底した省エネに取り組むとともに、温室効果ガスの大きな削減効果につながる、道民一人ひとりの意識改革や行動変容を促し、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。
- ・ 本道に豊富に賦存する地域資源を活用した再生可能エネルギーを住まいに活用することを促進します。

【7】1.4 地域材を利用した住宅の普及促進

- ・ 住宅分野での地域材の利用を拡大するため、工務店等と連携してHOKKAIDO WOODブランドを活用した取組を行うことで、道産木材を利用した「北の木の家」の普及を進めます。（※道産木材を利用した住宅の普及を進めることで、HWP（伐採木材製品）による炭素貯蔵を図り、「ゼロカーボン北海道」に貢献します。）
- ・ 地域材の利用を拡大するため、道産木材等を活用した木造公営住宅等の整備に取り組みます。

【7】1.5 良質な民間賃貸住宅ストックの形成

- ・ 民間賃貸住宅における省エネルギー性能等の向上に向けた仕組みづくりに取り組みます。

【7】1.6 生活様式の変化に対応した住宅の供給促進

- ・ 子育てや体の衰え等による生活の変化やテレワークの推奨等による社会環境の変化に対応した住まいの提供の促進を図ります。

【7】2 住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕

【7】2.1 性能向上リフォームの普及促進

- ・ 住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出抑制により、環境負荷の低減を図るため、住宅を長期にわたり使用するための性能向上リフォームの普及促進を図ります。
- ・ 既存住宅の省エネルギー性能向上のため、専門技術者の育成や点検・改修を促進する体制の構築に取り組みます。

【7】2.2 マンションの適切な維持管理に向けた支援

- ・ マンション管理組合による適正な管理が図られるよう活動支援や指導に努めます。

【7】3 住宅循環システムの構築

【7】3.1 既存ストック有効活用の推進

- ・ 良質な住宅の資産価値が適正に評価される市場の構築に向け、住宅履歴保管制度による環境整備や、北海道R住宅等による住宅リフォームの促進等、既存ストックを有効活用できる環境づくりに取り組みます。

目標【8】 地域の活性化につながる空き家の解消

管理不全な空き家の抑制による、安全な住環境や景観の保全を図り、空き家活用の促進による住宅ストックの循環を進めるため、空き家の管理促進や利活用、危険空き家の除却に取り組めます。

【8】1 空き家の抑制・管理の促進

【8】1.1 所有者等に対する意識啓発

- ・ 住宅の所有者等に対し、空き家になる前に活用や除却について検討することや、相続登記手続等を促す、効果的な意識啓発を図るための広報資材や周知方法を検討します。

【8】1.2 空き家相談会の開催

- ・ 市町村単独では対応が難しい、または効率的ではない遠隔地や、都市部に居住し地方に空き家等を所有する方への対応を支援するため、空き家相談会を開催します。

【8】1.3 人材・担い手育成の支援

- ・ 市町村等で空き家の相談や調査に対応する人材の育成を支援します。

【8】1.4 市町村空家等対策計画の策定の促進

- ・ 空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、市町村の空家等対策計画の策定を促進します。

【8】2 良質な空き家の利活用の推進

【8】2.1 北海道空き家情報バンクの運営

- ・ 空き家等の利活用を促進するため、北海道空き家情報バンクを継続して運営し、掲載された空き家等の活用（売買、賃貸）を促進するため、掲載情報の充実を図ります。

【8】2.2 空き家等の活用の促進

- ・ 市町村や事業者と連携し、住宅以外の幅広い用途での空き家等の活用や、アフター・コロナのニーズやライフスタイル等の変化に対応した空き家等の活用を促進します。

【8】3 住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却

【8】3.1 危険な状態にある空き家等の除却の促進

- ・ 適切に管理されず、そのまま放置すれば倒壊や、保安上危険、衛生・景観上有害になるおそれのある空き家等の除却を促進します。

目標【9】 活力ある住生活関連産業の振興

地域における良質な住宅供給、維持管理体制の維持・向上、居住支援サービスの向上、様々な事業の効率化や、住生活の向上を図るため、技術・資源の産業振興や住宅循環の円滑化、新技術の導入等に取り組みます。

【9】1 北海道の技術や資源等の産業振興

【9】1.1 専門技術者の設計施工による良質な住まいの普及

- ・ 北国にふさわしい温熱環境要件を備えた安心して良質な住宅等の供給促進のため、BISやBIS-E等の専門技術者の資格取得及び登録を推進します。

【9】1.2 地域を支える住宅産業の振興

- ・ 道内の建築技術や建築部材・資材の道外への販路拡大のほか、寒冷地技術や資源の活用等、北海道の優位性を生かした産業振興を図ります。

【9】1.3 地域材の需要の創出

- ・ 道産CLTの早期実用化を図るため、「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」に基づき、設計技術者等への普及PRや供給体制の整備を進める等、道産CLTの需要の創出と供給体制の整備を着実に進めます。
- ・ 道産木材の市場開拓を促進するため、新たな製品・技術の開発に取り組みます。

【9】2 住宅循環の円滑化、入居・生活支援事業の拡充

【9】2.1 不動産売買及び貸借事業の円滑化の促進

- ・ 消費者や事業者が円滑に売買や貸借ができるよう、情報発信等に取り組みます。

【9】3 人手不足を補い、住生活の向上を図る新技術の導入

【9】3.1 住宅分野におけるDXの推進

- ・ 劣化診断の自動化やBIMの導入といった生産性の向上に向け、住宅分野におけるDXの推進に係る情報提供を行います。
- ・ 公営住宅の維持管理等において、ドローンによる写真撮影やAIによる劣化状況の自動識別等の新技術の導入を検討・推進します。